

# 市道認定基準

上越市道路課

(趣旨)

第1 この基準は、上越市が新設・改良する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等に基づく事業により道路管理者と協議の上施行される道路を含む。）以外の道路を市道に認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定条件)

第2 市長は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合は、市道として認定することができる。

- 1 道路の幅員（以下「車道幅員」という。）が、5.5メートル以上であること。
- 2 原則として道路の起点及び終点が道路法上の道路に接続していること。
- 3 道路の敷地内の私有地がすべて上越市に寄附されること。
- 4 道路の構造が次の条件を満たしていること。
  - (1) 原則として側溝が整備されており、道路の排水に支障がないこと。
  - (2) 原則として路面が整備されており、交通に支障がないこと。
  - (3) 曲線半径が著しく短くないこと。
  - (4) 縦断勾配が著しく急でないこと。
  - (5) 建築限界が確保されていること。

(認定条件の特例)

第3 市長は、次の各号のいずれかに該当する道路で、第2の認定条件（1号の道路の幅員は除く）をすべて満たし、特に必要と認める場合は、市道として認定することができる。

- 1 車道幅員が4メートル以上の道路で以下に該当するもの
  - (1) 公園、学校等の公共施設に通じる道路

(2) 防災拠点、避難所等に通じる道路

(3) 通学通園路に指定され、恒久的に通学通園路としての利用が見込まれる道路

2 車道幅員が3メートル以上の歩行者及び自転車専用道路

(認定手続)

第4 市道認定の申請をする者(以下「申請者」という。)は、市道認定申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 一般平面図 (位置図)

(2) 更正図 (写し)

(3) 土地所有者 (権利者) の認定同意書

2 申請者は、市道認定の議決がされたときは次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 土地所有権移転登記承諾書

(2) 登記原因証明情報

(3) 印鑑登録証明書

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和49年12月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 従前の市道認定基準(昭和49年3月1日)は廃止する。

附 則

この基準は、平成7年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の基準は、平成21年1月1日後に提出される認定申請について適用し、同日前に提出のあった認定申請については、なお従前の例による。

※ 新基準を平成21年4月1日から施行することに合わせ、市道認定基準取扱要領は廃止する。

附 則

この基準は、令和6年3月5日から施行する。